

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 5	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 ケーブルは、適切な電氣的及び機械的保護を確保するために箇条 5 の規定に合致しなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 2 箇条 3 3.3 3.3.1 3.3.5 箇条 4 4.3 4.3.1	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 2 編組付きコード JIS C 3663-8 の箇条 5 [高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード] による。 箇条 3 オーディナリータフゴムシースコード 3.3 構造 3.3.1 導体 線心数は、2 心、3 心、4 心又は 5 心とする。 導体は、JIS C 3664 のクラス 5 の要求事項による。素線は、めっきなし又はわずめっきありのいずれかとする。 3.3.5 シース シースは、線心上にタイプ SE3 の天然ゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆したものとする。 箇条 4 オーディナリークロロプレン又はこれと同等の合成ゴムシースコード 4.3 構造 4.3.1 導体 線心数は、2 心、3 心、4 心又は 5 心とする。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.3.5	<p>導体は、JIS C 3664 のクラス 5 の要求事項による。素線は、めっきなし又はめっきありのいずれかとする。</p> <p>4.3.5 シース</p> <p>シースは、線心上にタイプ SE4 のクロロprenゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆したものとす</p>	
				箇条 5	<p>箇条 5 ヘビークロロpren又はこれと同等の合成ゴム可とうケーブル</p>	
				5.3	5.3 構造	
				5.3.1	5.3.1 導体 線心数は、1 心、2 心、3 心、4 心又は 5 心とする。	
				箇条 6	<p>導体は、JIS C 3664 のクラス 5 の要求事項による。素線は、めっきなし又はめっきありのいずれかとする。</p> <p>箇条 6 クロロpren又はこれと同等の合成ゴムシース装飾電灯器具用ケーブル</p>	
				6.3	6.3 構造	
				6.3.1	6.3.1 導体	
					<p>線心数は、1 心又は 2 心とする。</p>	
				6.3.5	<p>導体は、JIS C 3664 のクラス 5 の要求事項による。素線は、めっきなし又はめっきありのいずれかとする。</p> <p>6.3.5 シース</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					シースは、線心上にタイプ SE4 のクロロprenゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆したものとす る。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有 する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状 態の発生を防止するとともに、発生時にお ける被害を軽減する安全機能を有するよう 設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 5	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 ケーブルは、適切な電氣的及び機械的保護を確保するた めに箇条 5 の規定に合致しなければならない。（第 1 部 の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有 する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみに よってはその安全性の確保が困難であると 認められるときは、当該電気用品の安全性 を確保するために必要な情報及び使用上の 注意について、当該電気用品又はこれに付 属する取扱説明書等への表示又は記載がさ れるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 線心識別（第 1 部の規定による。） 各線心の識別は、次によらなければならない。 － 5 心以下のケーブルについては、色による － 5 心を超えるケーブルについては、色又は数字による （第 1 部の規定による。）	
第 四 条	供用期間中 における安全機 能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定され る供用期間中、安全機能が維持される構造 であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 5 5.2 5.2.4 5.5	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.2 絶縁体 5.2.4 老化前及び老化後の機械的特性 絶縁体は、通常使用される温度範囲で、十分な機械的強度 及び弾性をもたなければならない。（第 1 部の規定によ る。） 5.5 シース	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.5.4	5.5.4 老化前及び老化後の機械的特性 シースは、通常使用する温度範囲で、十分な機械的強度及び弾性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				5.6	5.6 完成品ケーブルの試験	
				5.6.3.1	5.6.3.1 ケーブルの可とう性試験 導体公称断面積が 4mm ² を超える可とうケーブル及びすべての単心ケーブルを除くケーブルは、可とう性試験において、15 000 回の左右の動作での試験中、電流の遮断又は導体間の短絡があってはならない。この試験後、ケーブル又は線心は、耐電圧試験に耐えなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 5	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項	
				5.2	5.2 絶縁体	
				5.2.4	5.2.4 老化前及び老化後の機械的特性 絶縁体は、通常使用される温度範囲で、十分な機械的強度及び弾性をもたなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				5.5	5.5 シース	
				5.5.4	5.5.4 老化前及び老化後の機械的特性 シースは、通常使用される温度範囲で、十分な機械的強度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					及び弾性をもたなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 2 箇条 3 3.3 3.3.3 箇条 4 4.3 4.3.3	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 2 編組付きコード JIS C 3663-8 の箇条 5 [高可とう性エチレンプロピレンゴム (EPR) 絶縁編組コード] による。 箇条 3 オーディナリータフゴムシースコード 3.3 構造 3.3.3 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ IE4 のエチレンプロピレンゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆する。また、絶縁体は、押し被覆したものとする。絶縁体の厚さは、規定値を満たさなければならない。 箇条 4 オーディナリークロロプレン又はこれと同等の合成ゴムシースコード 4.3 構造 4.3.3 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ IE 4 のエチレンプロピレンゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆する。また、絶縁体は、押し被覆したものとする。絶縁体の厚さは、規定値を満たさなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 5 5.3 5.3.3 箇条 6 6.3 6.3.3	箇条 5 ヘビークロロレン又はこれと同等の合成ゴム可とうケーブル 5.3 構造 5.3.3 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ IE 4 のエチレンプロピレンゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆する。また、絶縁体は、押出し被覆したものとする。絶縁体の厚さは、規定値を満たさなければならない。 箇条 6 クロロレン又はこれと同等の合成ゴムシース装飾電灯器具用ケーブル 6.3 構造 6.3.3 絶縁体 絶縁体は、各導体上にタイプ IE 4 のエチレンプロピレンゴム又はこれと同等の合成ゴムコンパウンドを被覆する。また、絶縁体は、押出し被覆したものとする。絶縁体の厚さは、規定値を満たさなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.6 5.6.1	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.6 完成品ケーブルの試験 5.6.1 電気的特性 ケーブルは、十分な絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		保護すること。				
第七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ うに抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 5 5.6 5.6.1	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.6 完成品ケーブルの試験 5.6.1 電気的特性 ケーブルは、十分な絶縁耐力及び絶縁 抵抗をもっていなければならない。（第 1 部の規定によ る。）	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 5 5.2 5.2.2 5.2.3 5.6 5.6.1	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.2 絶縁体 5.2.2 導体への適用 絶縁体は、導体上又はセパレータに密着して施さなけれ ばならない。（第 1 部の規定による。） 5.2.3 厚さ 絶縁体厚さの平均値は、個別規格の表に示す値以上でな ければならない。絶縁体厚さの最小値は、規定値の 90% から 0.1mm を減じた値以上でなければならない。（第 1 部の規定による。） 5.6 完成品ケーブルの試験 5.6.1 電気的特性 ケーブルは、十分な絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていな ければならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.6 5.6.3.5 5.6.3.6	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.6 完成品ケーブルの試験 5.6.3.5 エレベータケーブルの難燃試験 エレベータケーブルは、JISC3665-1-2 の試験に適合しなければならない。（第 1 部の規定による。） 5.6.3.6 編組の耐熱性試験 編組は、耐熱性試験において、編組又は編組成分が溶解及び炭化をしてはならない。（第 1 部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 3.5 箇条 4 4.5 箇条 5 5.5 箇条 6	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 3 オーディナリータフゴムシースコード 3.5 使用指針 通常の使用状態における導体最高温度は、60℃とする。 箇条 4 オーディナリークロロプレン又はこれと同等の合成ゴムシースコード 4.5 使用指針 通常の使用状態における導体最高温度は、60℃とする。 箇条 5 ヘビークロロプレン又はこれと同等の合成ゴム可とうケーブル 5.5 使用指針 通常の使用状態における導体最高温度は、60℃とする。 箇条 6 クロロプレン又はこれと同等の合成ゴムシース装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				6.5	飾電灯器具用ケーブル 6.5 通常の使用状態における導体最高温度は、60℃とする。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	■該当 □非該当	箇条 5 5.5 5.5.4	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.5 シース 5.5.4 老化前及び老化後の機械的特性 シースは、通常使用される温度範囲で、十分な弾性をもた なければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十一 条第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部から の機械的作用によって生じる危険源によっ て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を 与えるおそれがないように、必要な強度を 持つ設計その他の措置が講じられるものと する。	■該当 □非該当	箇条 5 5.6 5.6.3	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.6 完成品ケーブルの試験 5.6.3 可とうケーブルの機械的強度 可とうケーブルは、 通常の使用状態で発生する曲げ及び他の機械的応力に耐 えなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学 物質が流出し、又は溶出することにより、人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 5 5.3 5.3.1	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 5.3 介在物 5.3.1 材料 介在物は、次のいずれかのもの、又は次のいずれかのもの の組合せによらなければならない。 － 架橋ゴム又は非架橋ゴムによるコンパウンド	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				5.5 5.5.1	ー 天然又は合成の繊維 ー 紙 介在物の成分と絶縁体及び／又はシースとの間に有害な相互作用があってはならない。(第 1 部の規定による。) 5.5 シース 5.5.1 材料 シースは、架橋ゴムコンパウンドでなければならない。 (第 1 部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	ー	ー	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5	箇条 5 ケーブルの構造に関する一般的要求事項 (第 1 部の規定による。) ケーブルは、適切な電氣的及び機械的保護を確保するために箇条 5 の規定に合致しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						それがないため、非該当が妥当と考える。
第 十 六 条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第 十 七 条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電気的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						発生するおそれはないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3 3.1 箇条 4 4.1 4.3 4.3.1	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 3 オーディナリータフゴムシースコード 3.1 記号 記号は、規定の IEC とする。 箇条 4 オーディナリークロロレン又はこれと同等の合成ゴムシースコード 4.1 記号 記号は、規定の記号を用いる。 4.3 構造 4.3.1 導体 線心数は、2 心、3 心、4 心又は 5 心とする。 導体は、他の規定の要求事項による。素線は、めっきなし又はすずめっきありのいずれかとする。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		至るおそれがある旨。				
第二十条第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3663-4：2021

規格名：定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 4 部：コード及び可とうケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				